

稚内市議会政務活動費収支報告書

平成30年4月/6日

稚内市議会議長 中井 淳之助 様

議員名 近藤 文恵

次のとおり平成29年度稚内市議会政務活動費の収支報告書を提出します。

1 収 入

政務活動費 360,000 円

2 支 出

科 目	金 額	備 考
調査研究費	169,480	石垣市行政視察
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費		
合 計	169,480円	

3 残 額 190,520 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

活動内容報告書

平成29年11月28日

稚内市議会議員 近藤文恵

活動等の名称	石垣市行政視察
期 間	平成29年11月3日 ~ 平成29年11月7日
実施場所	石垣市
実施経費	<p><u>169,480</u> 円</p> <p> <input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他 </p>
活動等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ミルミル本舗、図書館視察 ・新庁舎建設に伴う基本計画策定の取組
備 考	

石垣市 行政視察訪問

旅行期間/平成29年11月3日～平成29年11月7日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
11/3	稚内 ～稚内空港 ～ 新千歳空港 ～ 羽田空港 ～ 那覇空港 ～ 石垣空港	石垣市
11/4	石垣市	石垣市
11/5	石垣市(日当・宿泊は自費)	石垣市
11/6	石垣空港 ～ 那覇空港 ～ 羽田空港	東京都
11/7	羽田空港 ～ 稚内	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空運賃	11/3 稚内 ⇒ 羽田 11/7 羽田 ⇒ 稚内 (東京1泊付き バック料金) 76,700円	126,480
	11/3 羽田 ⇒ 那覇 19,290円	
	11/3 那覇 ⇒ 石垣 8,600円	
	11/6 石垣 ⇒ 那覇 ⇒ 羽田 21,890円	
鉄道運賃	11/6 羽田空港 ⇒ 浜松町【モノレール 490円	1,300
	11/6 浜松町 ⇒ 東京 160円	
	11/7 東京 ⇒ 浜松町 160円	
	11/7 浜松町 ⇒ 羽田空港【モノレール 490円	
日 当	@3,000×4日	12,000
宿泊費	@13,500×2泊 @2,700×1泊(東京1泊分)	29,700
合 計		169,480



領 収 証

A 000295

フントウ ファミ 様

29年11月2日

種 別	金 額
現金	0
小切手	
銀行振込	
印 裁	

¥ 1 2 6 4 8 0

但し 航空券代は
 15%代金(稚内~羽田線・1回)
 航空券代(1回~1回)



北海道知事登録旅行業 第22128号



北部観光株式会社

稚内本社 稚内市中央4丁目5番29号 TEL 0142-73-8120

取扱者印



所 感

稚内市議会議員 近藤 文恵

ミルミル本舗（6次加工販売施設）

石垣市の海を一望できる皆野宿丘という、小高い丘の上のあるミルミル本舗は、伊盛牧場直営のジェラートやさんで、黒糖、紅芋、果実などの規格外で、出荷の出来ない特産品を利用したジェラートやジャム、乳牛を利用したハンバーグなどの牛肉加工品を取扱い、地産地消にこだわって経営を展開しています。

また、女性が働きやすい環境や制度などを充実させ、女性活躍を推進しており、今後の議員活動において、大変参考になりました。

図書館

来館者が利用しやすいようにコーナーを設置するなど配慮している様子が伺えた。インターネットや電子書籍が増えてきた今、時代の変化を見据えながら、市民のために充実した図書館を目指して、工夫をしながら運営をしている。

新庁舎建設基本計画策定

本庁舎と同年度の築年数であり、同様な課題を抱える教育委員会庁舎との統合を含め、新庁舎建設へと動き出した。平成23年度にはワーキングチームを発足させ、公募市民とともにワークショップを開催。平成25年度には学識経験者、地元関係団体、公募市民等によって構成する石垣市新庁舎建設基本計画構想策定委員会を設置し、「石垣市新庁舎建設基本構想」を策定。

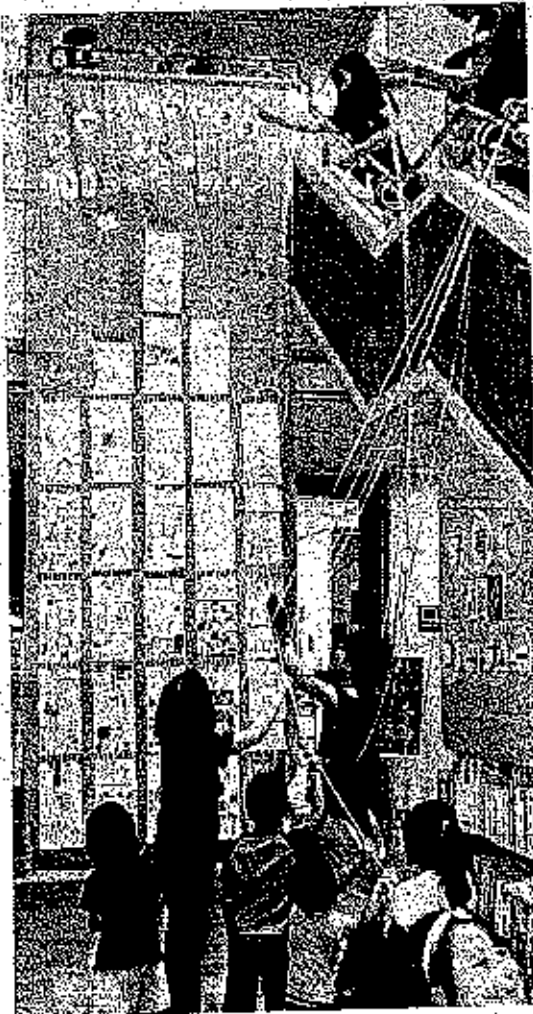
建設にあたり、建設位置に関する住民投票条例が可決され、住民投票により決定するなど、とても参考となる内容でした。

第 16 号
石垣市立図書館



館報

開館 25 周年記念号



平成 27 年度
石垣市立図書館

石垣市立図書館の概要

1. 経緯 (2頁 石垣市立図書館沿革)

市立図書館は、市民の図書館建設への機運の高まりを受けて建設された。開館は、1990年(平成2年)の10月6日で、開館27年目を迎えている。

2. 現状

①施設 (9~11頁 施設概要及び館内見取り図)

- 敷地面積：6,329㎡ (1,917坪)
- 建築面積：2,263㎡ (685坪)
- 鉄筋コンクリート一部鉄骨造り4階建て
- 建設費総額 13億3千万円(当初)
- 収容可能冊数：①開架10万冊 閉架23万冊 合計33万冊
※現在の蔵書27万冊

②職員 (8頁 平成27年度参照)

平成29年度は、本務職員6名(内司書1名、再任用2名)、臨時職員11名
(内司書資格5名) 合計17名(内司書資格者6名)

※土・日勤務、早番・遅番の2交代制シフト

③利用案内 (22頁 条例施行規則第6条、7条、13条)

- 開館時間：平日10:00~19:00 土日10:00~17:00
- 休館日：毎週月曜日定休・祝祭日・慰霊の日・年末年始・資料整理日(毎月第4金曜日)・特別整理期間(蔵書点検期間)
- 開館日数：およそ270日
- 貸出冊数及び期限：
図書10冊(2週間)、雑誌5冊(2週間)、紙芝居5点(2週間)、
CD2点(2週間)

④運営方針及び主な実施事業 (4.5頁)

⑤予算 (7頁 平成23年度~27年度)

⑥利用統計 (16頁 平成6年度~26年度)

⑦図書館のサービスや工夫

- 資料の予約・リクエスト（貸出中の資料を予約、所蔵しない資料の購入を希望）
- 相互貸借（他館との資料の貸し借り）
- レファレンス（読書相談）
- 読書案内資料展示と新着図書
- コーナーの設置（地域活性化・シルバー・子育て・女性・実用書・YA・戦争平和など）NDC（日本十進分類法・分類番号順に配列）分類を超えてそれぞれのテーマで集められている。
- 団体貸出（300冊3ヶ月）
- 利用者用資料検索端末の設置（OPAC）
- 利用者用インターネット端末の設置（現在、中止）
- 八重山関係新聞記事検索システム
- 複写サービス

3. 課題

- 資料の充実（資料費の増額）常に新しい資料・情報を提供できる（図書館の魅力）
- 職員の資質の向上
- 電子図書の導入・デジタル化時代への対応
- その他

石垣市新庁舎建設基本計画

平成28年2月

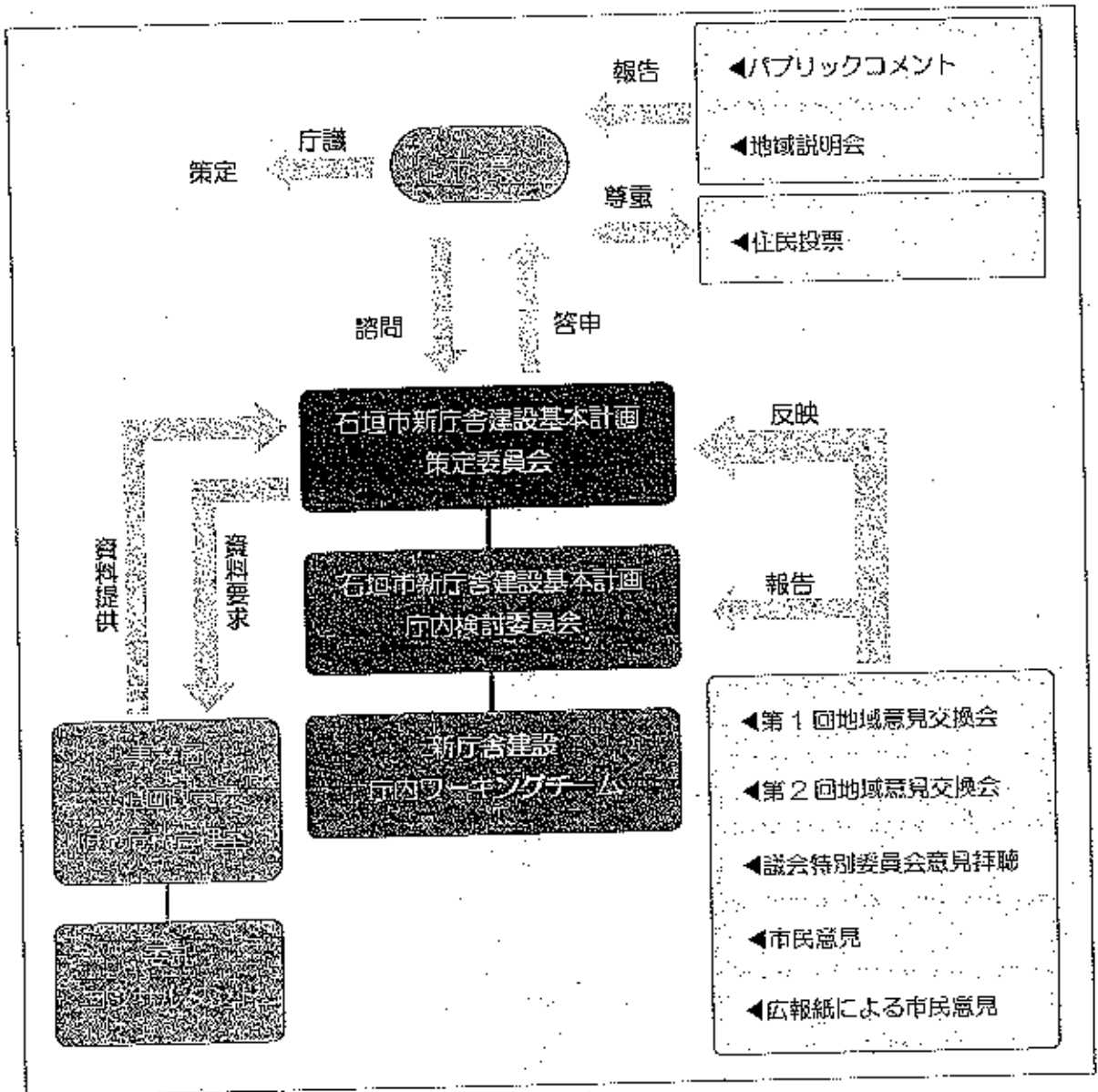
石垣市

目 次

1. 基本計画策定の経緯	1
2. 基本構想の概要とそれに基づく整備方針	3
現庁舎の概要	3
現庁舎の課題	3
新庁舎の基本的な考え方	4
3. 新庁舎の建設位置	10
新庁舎建設位置の検討	10
新庁舎建設位置の決定	14
4. 新庁舎建設の事業計画	16
事業手法の検討	16
事業手法の決定	19
(参考資料)	
・石垣市新庁舎建設基本計画策定委員会設置要綱	1
・石垣市新庁舎建設基本計画策定委員会名簿	4
・石垣市新庁舎建設基本計画庁内検討委員会設置要綱	5
・諮問	7
・答申	8
・住民投票開票結果	12
・新庁舎建設基本計画策定に係る経緯	14

本計画策定体制

本計画においては下図の体制のもと、策定しました。



新庁舎の基本的な考え方

基本理念

多様化・高度化する市民ニーズへの対応、災害時の安心・安全の確保、高齢者や外国人など誰もが利用しやすいバリアフリーでユニバーサルな施設整備、市民が集い交流を育むシンボルとしての機能などの新庁舎のあり方を踏まえ、基本理念を以下のように設定しました。

みんなが集う石垣市のランドマーク

新しく生まれ変わる石垣市の新庁舎は
市民生活をサポートする信頼・安心の市役所であるとともに
市民同士や観光客との交流を深めるエンタクの場になる
石垣らしい、あたたかい
「集える市役所」を目指します。

基本方針

基本理念を実現するため、「開かれた市役所」、「市民の誇り」、「安心と信頼」、「複合施設」の4つを方針として掲げています。

- わかりやすく、入りやすい市役所
- 市民に優しく、充実したサービス
- 効率的な執務環境
- 行政を身近に感じられる市役所

開かれた
市役所

市民の誇り

- 石垣市のシンボルとなる市役所
- 市民と観光客との交流の場
- 歴史や文化の継承・創出をする市役所
- 観光名所としての市役所

複合施設

安心と信頼

- 思い・利便性・観光振興を備えた施設

- クリーンエネルギーの導入
- 災害時の防災拠点としての機能
- まちづくりの中心的役割

石垣市新庁舎の建設位置に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本市新庁舎の整備に係る建設位置について、住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 現庁舎敷地での建設に賛成
- (2) 旧空港跡地での建設に賛成

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を石垣市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前

投票を行う日。次項において同じ。)において本市に住所を有していない者及び告示日以後に日本国籍を取得した者を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

第6条 市長は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

- 4 前2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票用紙の様式)

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙及び同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な新庁舎の整備に係る建設位置に関する情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第12条 市長及び市議会その他関係機関は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為

(2) 住民の平穏な生活環境を侵害する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第15条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。